

第 4 章 災害復旧計画

第1 災害復旧事業の促進

第1節 公共土木施設災害復旧事業計画

1 河川等公共土木施設復旧

長期にわたる豪雨又は異常集中豪雨等による洪水、氾濫のために、河川護岸の決壊、溢流又は堤防の破堤等の被害を受け、付近の住家、耕地、その他に災害を被った場合は、遅滞なく災害を最小限にとどめるため、応急対策を講ずるが、その後の復旧事業については、次のように計画をたてる。

- (1) 広域的な大災害や人的被害が発生した災害などの場合には、国土交通省河川局防災課の緊急査定又は本査定を要望する。
- (2) 被害の原因を速やかに調査し、査定の為の調査、測量、設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、国土交通省より事前に復旧計画に対し、現地査定官が派遣されるので、その指示に基づき周到な計画を立てる。
復旧計画に当たっては、被災原因を基礎として、再度災害が起こらないように考慮して改良復旧を加味した護岸堤防の強化、補強、堤防の嵩上げ、河床の浚渫、洗掘防止、堤防背後の強化、断面の拡大、流速抑止のための諸工法、河状の整正、屈曲の緩和等あらゆる点について慎重に検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事又は助成工事等により、極力改良的復旧が実施できるよう提案する。
緊急に査定を受けるもののほかは、本査定に提案するが、方針は同様である。
- (4) 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施工の促進を図る。
- (5) 査定により採択されなかったもので、将来再び出水等の際に弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査のうえ、実施できるよう計画する。
- (6) 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため、工事が円滑に実施できないことが予測されるため、事前にこれらについて十分検討し、工法にも検討を加えて、困難であつ

ても達成できるよう計画することが重要である。

- 2 海岸公共土木施設事業復旧計画
- 3 港湾公共土木施設事業復旧計画
- 4 漁港公共土木施設事業復旧計画
- 5 砂防施設事業復旧計画
- 6 道路公共土木施設事業復旧計画
- 7 林地荒廃防止施設災害復旧計画

2～7の復旧計画についても、上記の復旧計画に準じ、復旧を行うこととする。

第 2 節 農林水産業施設災害復旧事業計画

災害復旧事業の実施に当たっては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に基づき行う。実施に当たっては、本章第 1 節「公共土木施設災害復旧事業計画」に準じて施工するものとする。

第 3 節 都市災害復旧事業計画

- 1 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建を速やかに実施するため、災害の防止とより快適な環境を目指し、計画的に都市の復興を進める。
- 2 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）等を活用するものとする。
- 3 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、防災に資する都市機能の総合的整備を図り、合理的な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第4節 住宅災害復旧事業計画

公営住宅の災害復旧については、市民生活の安定のため迅速適切な復旧計画により、公営住宅、共同住宅の建設又はこれらの補修を図るものとする。

第5節 公立文教施設災害復旧事業計画

公立学校施設の災害は、児童生徒の生命保護、正常な教育実施の観点から査定等を早急に実施し、迅速かつ適切な復旧を促進するものとする。

第6節 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急復旧を要するので、工事に必要な資金は、国、県の補助金及び独立行政法人福祉医療機構の融資を促進し、早急に復旧を図るものとする。

この場合、施設設置箇所を選定に当たっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造等に留意する。

第7節 公立医療施設災害復旧事業計画

公立医療施設の災害復旧に当たっては、市民の健康な生活及び公衆衛生の向上、増進に寄与するため迅速適切な復旧計画により早期復旧の促進に努める。

第8節 その他公営企業施設災害復旧事業計画

その他公営企業施設の災害復旧に当たっては、各施設の管理者又は法令の規定により災害復旧の責任を有する者が災害の程度及び緊急の度合等を勘案し、早期復旧の促進に努めるものとする。

第9節 公用財産災害復旧事業計画

公用財産施設の災害復旧事業に当たっては、行政的、社会的影響の重要性、又は災害の程度等を勘案し、早期復旧の促進に努めるものとする。

第10節 上下水道災害復旧事業計画

上下水道の公用財産施設の災害復旧事業に当たっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので、飲料水の給水対策、生活排水の排水対策と併せて、早期に復旧を図るものとする。

第2 災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画

第1節 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第1号）による措置は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅施設災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 堆積土砂排除事業
 - ① 公共的施設区域内
 - ② 公共的施設区域外
- (13) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業等の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の特別財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による国の貸付の特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (8) 公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等
- (9) 失業保険法による失業保険金の支給に関する特例

第3 金融その他の資金対策

第1節 農林水産業に関する金融の確保

1 天災資金の貸付（天災融資法）

天災により被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づきその経営に必要な資金の貸付けを行う。

■ 貸付条件

資金区分	融資機関	利 率（年）	償還期間	貸付限度額
天災融資法による経営資金	農業、森林、漁業の各組合及び同連合会、その他金融機関	○一般被害者 損失額 10/100 以上 6.5%以内 損失額 30/100 以上 5.5%以内 ○開拓者 5.5%以内 ○特別被害地域内の特別被害者 3.0%以内	3～6年以内（激甚災害の場合、4～7年以内）	○一般農林漁業者 一般の場合 200万円以内 激甚災害の場合 250万円以内 ○政令資金 （果樹、畜産、養殖、漁船） 一般の場合 500万円以内 激甚災害の場合 600万円以内 ○漁具資金 5,000万円以内 ○法人 2,500万円以内
事業資金		○被害組合 6.5%以内	3年以内	○被害組合 一般の場合 2,500万円 （連合会 5,000万円） 激甚災害の場合 5,000万円 （連合会 7,500万円）

2 農林漁業資金の貸付（株式会社日本政策金融公庫法）

株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく、天災により被害を受けた農林漁業関係の施設の復旧に必要な資金である。

- (1) 農林漁業施設資金 （共同利用施設、主務大臣指定施設の災害復旧資金、日

本政策金融公庫資金)

- ① 貸付対象事業
災害により被害を受けた農業、林業、水産施設の復旧、補修に要する資金
- ② 貸付限度
ア 共同利用施設：融資対象事業費×0.8に相当する額
イ 主務大臣指定施設：1施設当り 300 万円（特認 600 万円）、
（ただし、漁船は 1,000 万円（漁業種類による特認あり））又は融資対象
事業費×0.8 のいずれか低い額
- ③ 貸付条件等
ア 利率：年 0.65～1.3%
イ 償還期限：・ 共同利用施設 20 年以内（うち据置期間 3 年以内）
・ 主務大臣指定施設 15 年以内（うち据置期間 3 年以内）
ただし、果樹の植栽 25 年以内（うち据置期間 10 年以内）
ウ 貸付額の下限：10 万円

(2) 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

- ① 貸付対象事業
災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
- ② 貸付条件
ア 貸付利率：年 0.65～1.3%
イ 貸付限度額：600 万円（特認年間経営費等の 12 分の 6 以内）
ウ 償還期限：10 年以内（うち据置期間 3 年以内）

3 その他の災害資金

日本政策金融公庫資金で、農地、漁船等の災害に対するものである。

(1) 日本政策金融公庫資金

令和 6 年 10 月 1 日現在

資金の種類	利率（年）	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業基盤整備資金	0.65～1.3%	25 年以内	うち 10 年以内	農業者 1 人当たり要負担額
林業基盤整備資金 （樹苗養成施設）		15 年以内	うち 5 年以内	貸付を受ける者の負担する 額の 80%
林業基盤整備資金 （林 道）		20 年以内	うち 3 年以内	同 上
漁業基盤整備資金		20 年以内	うち 3 年以内	事業費の 80%
農林漁業セーフティ ネット資金	0.17～0.45%	10 年以内	うち 3 年以内	600 万円 （特認年間経営費等の 12 分 の 6 以内）

(2) 農協系統資金

令和6年10月1日現在

資金の種類	利率（年）	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業近代化資金	1.3%	15年以内	7年以内	個人（認定農業者） 1,800万円以内 法人（認定農業者） 2億円以内

4 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金

県単独の制度資金である本資金制度でも災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるための融資があり、対象災害については県知事が定める。

○ 長崎県資金

令和6年10月1日現在

資金の種類	貸付限度額		貸付条件		
	個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間
農業者らが災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金	500万円	1,500万円	年1.3%	10年以内	2年以内
漁業者等が天災又は公害等により漁業生産施設等に被害を被り、これらを復旧するのに必要な資金	1,000万円	2,000万円	年1.3%	10年以内	2年以内

第2節 中小企業に関する金融の確保

1 政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付

政府系中小企業金融機関としては、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫があり、それぞれ復旧融資が行われる。また、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による指定が行われた場合には、災害復旧貸付の金利を閣議決定により引き下げる措置が講じられる。

① 日本政策金融公庫

	中小企業事業	国民生活事業
金 利	所定金利	所定金利
融資限度額	1億5千万円（別枠）	各融資限度額に1災害当り上乗せ 3,000万円
貸付期間	設備資金：15年以内（据置2年以内）、 運転資金：10年以内（据置2年以内）	各種融資制度の返済期間以内

担保特例	中小企業の実情に応じ、弾力的に扱う	同左
------	-------------------	----

② 商工組合中央金庫

	商工組合中央金庫	中小企業向け災害復旧資金
金 利	所定利率	所定利率
融資限度額	なし	1 億 5 千万円 (組合：4 億 5 千万円)
貸付期間	設備資金 20 年以内 (据置 3 年以内) 運転資金 10 年以内 (据置 3 年以内)	設備資金 15 年以内 (据置 2 年以内) 運転資金 10 年以内 (据置 2 年以内)

2 信用保証

中小企業の信用力の不足を補い、金融円滑化のため、中小企業者が金融機関から資金借入を行う際、信用保証協会が保証が必要な場合は、激甚災害について指定された地域内に事業所を有し、市長の証明を受けた被災中小企業者に対しては、別枠の保証制度が適用される。

	一般保証
保証限度	個人、法人 2 億 8 千万円 組 合 4 億 8 千万円
保証期間	取扱金融機関の定めるところによる
保 証 料	年 0.45%～1.90%以内

3 小規模企業者等設備導入資金の償還延期等

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく指定が行われたときは、指定地域の被災中小企業者に対し小規模企業者等設備導入資金の償還期間を 2 年の範囲内で延長することができる。

また、被災した協同組合等に対する高度化資金の償還期間について、貸付条件を変更することが出来るとともに協同組合等の共同施設等の災害復旧事業に対し、整備資金の 90%以内の貸付を行うことができる。

4 その他

県の制度融資

長崎県緊急資金繰り支援資金

適 用	台風、水害等の自然災害により、被害を被ったもの
融資限度額	3,000 万円
利 率	1.30%
信 用 保証料率	年 0.05～0.90%

融資期間	運転資金 7 年以内（据置 1 年以内） 設備資金 10 年以内（据置 2 年以内）
取 扱 金融機関	商工中金、十八親和銀行、長崎銀行、九州ひぜん信用金庫、たちばな信用金庫、伊万里信用金庫、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、長崎三菱信用組合、福江信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

第4 被災者の生活確保に関する計画

第1節 被災者に対する職業のあっせんに関する計画

1 基本事項

災害のため、勤務先の会社事業所、工場等の滅失等により、職業を失った者に対し、長崎労働局が行う就職のあっせンを支援し、被災者の生活の確保を図るものとする。

2 職業あっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の有している技能、経験、健康その他の状況から就職あっせんが可能な者

3 職業相談

公共職業安定所が職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談へ案内する。

4 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、長崎労働局及び県に求人開拓を依頼する。

第2節 租税の徴収猶予、減免に関する計画

1 国税の減免等の措置

(1) 期限の延長

国税に関する法律に基づくすべての申告、申請、請求、届出、その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

(2) 国税の減免等

確定申告書の提出又は被災者からの申請等により所得税等の国税を減免

(3) 納税の猶予

被災者からの申請により納税を猶予

(4) その他

上記以外にも、国税に関する個別税法に災害等があった場合の救済規定が設けられている。

2 県税の減免等の措置

(1) 県税の期限の延長

申告、申請、納付、納入等の期限延長 2 月以内(特別徴収義務者については 30 日以内)

(2) 県税の徴収猶予 1 年(やむをえない場合は 2 年)以内

(3) 県税の減免

- ① 個人の県民税
- ② 個人の事業税
- ③ 不動産取得税
- ④ 自動車税
- ⑤ 固定資産税
- ⑥ 産業廃棄物税

3 市町村税の減免等の措置

(1) 市町村税の期限の延長

申告、申請、納付、納入等の期限延長

(2) 市町村税の徴収猶予

(3) 市町村税の減免

- ① 市町村民税
- ② 固定資産税
- ③ 軽自動車税
- ④ 鉱山税
- ⑤ 都市計画税
- ⑥ 国民健康保険税

第3節 災害救助法適用時における郵便業務に係る特別事務取扱い及び 援護対策

救助法の適用があった場合において、長崎県内の郵便事業株式会社の各支店長は、郵便事業株式会社九州支社長の指示に基づき、被災地の実状に応じて、次の範囲で

協力を実施する。

1 郵便業務に係る特別事務取扱い

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、支店長は、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償で交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

九州支社長は、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

支店長は、九州支社長の指示に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社長崎県支部、共同募金会又は共同募金連合会に宛てた救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

支店長は、九州支社長の指示に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社長崎県支部、共同募金会又は共同募金連合会に宛てた救助用又は見舞い用の寄付金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施する。

2 収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の市への情報提供

3 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の市への情報提供

4 避難所における臨時の郵便差出箱の設置

5 上記のほか、要請のあったもののうち業務に支障のない範囲で協力できる事項

第4節 生業資金の確保に関する計画

1 生活福祉資金(福祉資金)

生活福祉資金貸付制度に基づき、県社協が民生委員及び市社協の協力を得て被災世帯に対し、自主更生を目的とした必要な資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

- 災害により住家、工場等に被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯
- ① 低所得世帯
 - ② 貸付によって独立自活できる世帯
 - ③ 必要な資金の融通がなく、他から借入ることが困難な世帯

(2) 貸付限度額及び償還期限

- ① 貸付限度額：原則 150 万円
- ② 据置期間：半年以内
- ③ 償還期間：原則 7 年以内
- ④ 貸付利子：連帯保証人あり 無利子、連帯保証人なし 年 1.5%

(3) 貸付条件

- ① 連帯保証人：原則 1 人（※ただし、連帯保証人がいない場合も借入申込可）
- ② 延滞利子：年 3.0%

(4) 提出書類

- 申込先：市社会福祉協議会及び担当民生委員
- ① 借入申込書
 - ② 世帯全員証明の住民票（3 か月以内のもの）
 - ③ り災証明書（官公庁が発行するもの）
 - ④ 所得証明書
 - ⑤ 復旧工事にかかる見積書等

(5) その他

貸付限度額については、個別の状況により県社協が必要と認める場合には 5,800,000 円とし、償還年数は 20 年以内とする。

2 母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づいて県が貸付を行う。

(1) 貸付対象

- ① 母子福祉資金貸付金
母子家庭の母（配偶者と死別した女子であって、現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる女子で、現に 20 歳未満の児童を扶養している者）。配偶者のない女子が扶養している児童。父母のない 20 歳未満の児童。母子・父子福祉団体
- ② 父子福祉資金貸付金

父子家庭の父(配偶者と死別した男子であって、現に婚姻していない者及びこれに準ずる男子で、現に 20 歳未満の児童を扶養している者)。配偶者のない男子が扶養している児童。父母のいない 20 歳未満の児童。母子・父子福祉団体

③ 寡婦福祉資金貸付金

寡婦(かつて、母子家庭の母であった者)。40 歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者。母子福祉団体

(2) その他

災害による被害を受けた者に対する事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金については、その被害を受けた種類及び程度に応じて措置期間を 2 ヶ年以内に延長することができ、その期間中は無利子とする。

(3) 母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金一覧

資金名	貸付金額の限度	据置期間	償還期間
事業開始資金	個人貸付 347 万円	1 年	7 年以内
	団体貸付 522 万円	1 年	7 年以内
事業継続資金	個人貸付 174 万円	6 ヶ月	7 年以内
	団体貸付 174 万円	6 ヶ月	7 年以内
住 宅 資 金	150 万円 (但し、災害老朽化等による増改築の場合 2,000,000 円)	6 ヶ月	6 年以内 (災害 7 年以内)

注) 1. 償還方法 月賦又は半年賦もしくは年賦による。

2. 利 子	利率	事業開始資金	連帯保証人有	無利子
			連帯保証人無	年 1.0%
		事業継続資金	連帯保証人有	無利子
			連帯保証人無	年 1.0%
		住宅資金	連帯保証人有	無利子
			連帯保証人無	年 1.0%

3. 表中の据置期間は一般の場合

3 生活保護

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の適用

4 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 災害弔慰金の支給

雲仙市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 17 年雲仙市条例第 107 号)に基づき支給及び貸付を行う。

資料編—10「雲仙市災害弔慰金の支給等に関する条例」

資料編—11「雲仙市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」

(2) 災害障害見舞金

- ① 自然災害により重度の障害（労働災害補償保険法に定める1級程度の障害）を受けた住民に対し、生計維持者の場合250万円、その他の者の場合125万円を支給する。
- ② 見舞金を支給する場合の災害の範囲
災害弔慰金の場合と同じ

(3) 災害援護資金の貸付

貸付条件

- ① 世帯主が負傷（療養期間1ヶ月以上）し、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害（価格の1/3以上の被害）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- ② 世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合 250万円
 - エ 住居の全体が滅失し、若しくは流失し又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円
- ③ 保証人を立てる場合は無利子。保証人を立てない場合は据え置き期間後1.5%（据え置き期間は無利子）
- ④ 償還期間は10年（うち据置期間は3年）
- ⑤ 所得制限
市町村民税、所得割の課税標準額を世帯状況に応じ、次のように定める。
1人世帯のときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち、4人を除いた者1人につき30万円を加算した額。

5 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 法適用の要件

対象となる 自然災害	① 災害救助法に該当する被害が発生した市町 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 ④ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～②が発生した都道府県内の市町（人口10万人未満に限る） ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③が発生した区域に隣接する市町（人口10万人未満に限る） ⑥ ①もしくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
対象世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

■ 支援金の支給額（複数（2人以上）世帯）

被害区分 （住宅の被害程度）	基礎支援金	加算支援金 （住宅の再建方法）		合 計
①全壊（損害割合50%以上） ②解体 ③長期避難	100万円 （75万円）	建設・購入	200万円 （150万円）	300万円 （225万円）
		補修	100万円 （75万円）	200万円 （150万円）
		賃借 （公営住宅を除く）	50万円 （37.5万円）	150万円 （112.5万円）
④大規模半壊 （損害割合40%台）	50万円 （37.5万円）	建設・購入	200万円 （150万円）	250万円 （187.5万円）
		補修	100万円	150万円

			(75万円)	(112.5万円)
		賃借 (公営住宅を除く)	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)
⑤中規模半壊 (損害割合 30%台)	—	建設・購入	100万円 (75万円)	100万円 (75万円)
		補修	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)
		賃借 (公営住宅を除く)	25万円 (18.75万円)	25万円 (18.75万円)

※ 中規模半壊には、「半壊」、「準半壊」を含まない。

※ () は、単数(1人)世帯の場合

■住宅の被害認定

市は、認定基準(「災害の被害認定基準について(令和3年6月24日付府政防第670号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」)により住家の被害認定を行う。

■支援金支給手続き

支給事務の流れは、各被災者からの申請を市で受付を行い、県を経由して財団法人都道府県会館に申請書を提出し、財団法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。

6 児童救済金

公益財団法人長崎県児童救済基金より、当該給付規程に基づき、被災時に児童の保護者が長崎県内に居住する被災児童に対し、救済金を支給する。

(1) 給付対象

火災、風水害等による被災児童を対象とする。

(2) 救済金の種類と額

学資金 保護者を亡くした被災児童が、小学校から大学等を卒業するまで給付

・被災による保護者の死亡	小・中学生	年	66,000円
	高校生	年	290,000円
	大学生等	年	371,000円

被服文具等	住家を失った時に給付	小中高生	50,000円
	幼稚園・保育園等に通う未就学児		35,000円

修学旅行資金 被災児童の修学旅行費用を給付（住家を失ったときはその翌年度まで）

小・中学生	年	40,000 円
高校生	年	70,000 円
大学生等	年	110,000 円

就職支度金 中・高校・大学等を卒業して就職する時給付 100,000 円
（住家を失ったときはその翌年度まで）

就学支度金 中・高校・大学等を卒業して就職する時給付 100,000 円
（住家を失ったときはその翌年度まで）

(3) 交付申請

被災証明等を添付し、「共済金交付申請書」を市役所に提出

第 5 節 住宅災害の復旧対策等に関する計画

1 住宅災害についての情報収集

(1) 住宅災害速報の提出

① 市

被害状況を的確に把握し、住宅の災害対策の万全を期するため、被害状況の如何にかかわらず、災害により住宅に被害が発生した市は直ちに県（住宅課）に住宅災害報告書を提出する。

② 県

報告を受けた県は、これを取りまとめ、直ちに国土交通省（九州地方整備局建政部都市・住宅整備課）に報告するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構（九州支店経由）その他関係機関に通報し、かつ市の住民災害対策について援助指導体制の確立を図る。

2 住宅災害の復旧対策

(1) 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）による災害公営住宅の建設

① 適応される災害

ア 天然災害の場合は、災害により滅失した住宅の戸数が被災地全域で 500 戸以上、又は市で 200 戸以上若しくはその区域内全住宅の 1 割以上

イ 火災の場合は、火災により滅失した住宅の戸数が被災地全域で 200 戸以上、又は市の 1 割以上

② 事業主体

原則として市

- ③ 国庫補助
災害により減失した住宅戸数の3割以内の公営住宅を建設する場合、その工事費の2/3
- (2) 公営住宅法による既設公営住宅の復旧（再建設と補修）
 - ① 適用基準
1 戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象とした事業主体で合計190万円以上になった場合
 - ② 国庫補助
再建設、補修とも1/2
- (3) 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）による災害復興住宅の建設、購入、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付制度
 - 貸付の対象となる災害
独立行政法人住宅金融支援機構法に規定される機構及び主務大臣の協議により決定された災害について適用される。

第6節 生活必需物資、復旧用資機材の確保に関する計画

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実現するため生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するため関係機関と密接な連絡協調のもとに、物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講ずる。

1 生活必需物資の確保

被災地の販売機構等の混乱に加えて、需要・供給の不均衡による物価の高騰の防止を図るため、状況に応じ必需物資の確保と需要・供給の調整に努め、民生の安定を図る。

2 復旧用資器材の確保

被災地の需要を充たし、物価、民生の安定を図るため関係機関と協力して復旧用資器材の確保に努める。

第5 被災者の生活再建等の支援

県及び市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。

1 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、罹災証明書の発行は、住家等の調査結果に基づき、罹災証明書（資料編「罹災証明書」）による被災者の申請を受け、行われるものとする。

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

県は、救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

被災者台帳には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 電話番号その他の連絡先
- ⑨ 世帯の構成
- ⑩ 罹災証明書の交付の状況
- ⑪ 市長が台帳情報を市以外に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑬ 被災者台帳の作成に当たって個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- ⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項